

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年2月21日

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 副理事長 木村 典央

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務の契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算の執行が可能となっていることを条件とします。

1 当該招請の主旨

本業務は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）の役職員（以下「利用者」という。）の深夜業務における帰宅又は業務上必要な場合に、利用者を目的地まで安全に運送する業務を行うものである。

本業務の実施に当たっては、当機構におけるタクシーの利用状況等を踏まえ、利便性及び使用実績を有する特定の者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、特定の者以外の者で4の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者及び当該応募者（以下「応募者」とする。）との契約手続に移行する。

2 業務概要

(1) 業務名

令和6年度タクシー供給業務契約

(2) 業務内容

- ① 利用者が電話等によりタクシーの配車を申し込んだ場合は、指定した台数を指定した時間、場所に配車し、利用者を目的地まで安全に運送すること。
- ② タクシーを利用するためのタクシーチケットを当機構に供給すること。

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

3 業務目的

深夜業務における帰宅のため必要な場合又は業務上必要な場合に、利用者を目的地まで安全に運送することを目的とする。

4 応募要件

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規

程第 78 号) 第 4 条又は第 5 条に該当しない者であること。

- (2) 参加意思確認書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間において、当機構理事長又は各省各庁から「関東甲信地区」において指名停止措置を受けていないと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 本件に関する以下の条件をすべて満たしている者であること。
 - ① 営業区域を管轄する運輸局の認可を受けているタクシー会社が応募者のサービスに加盟しており、送迎・流し共に十分な供給量のタクシーを利用できること。
 - ② 応募者が発行する全国共通の料金後払いチケットにより、タクシーが利用できること。
 - ③ 応募者のサービスに加盟・登録し、かつ現に営業していることが確認できているタクシー会社が、すべての都道府県において少なくとも 1 社以上あること。
 - ④ すべての都道府県において、応募者のサービスに加盟・登録しているタクシー会社の数が 10 社以上であること。ただし、各地方でのタクシー事業の現状等により、企業努力で上記を満たすことが直ちに難しい場合を踏まえ、10 の地方運輸局(北海道、東北、北陸信越、関東、中部、近畿(ここでは神戸運輸監理部を含むものとする)、中国、四国、九州、沖縄)の管轄地域中、任意の 2 地域までは、応募者のサービスに加盟しているタクシー会社の数が 10 社未満となる地域があっても差し支えないものとする。
 - ⑤ 北海道においては、北海道庁の各支庁単位で道央(石狩、後志、胆振、日高)、道南(渡島、檜山)、道北(上川、留萌、宗谷)、道東(網走、十勝、釧路、根室)の 4 地区で区分した場合、各地域で応募者のサービスに加盟・登録し、かつ現に営業していることが確認できているタクシー会社が、4 地域全てにおいて、少なくとも各 1 社以上あること。
 - ⑥ 北海道上記⑤4 地域にすべてにおいて、応募者のサービスに加盟・登録しているタクシー会社の数が各 3 社以上であること。ただし、各地域でのタクシー事業の現状等により、企業努力で上記を満足することが直ちには難しい場合を踏まえ、4 地域中、任意の 1 地域までは、応募者のサービスに加盟しているタクシー会社の数が 3 社未満となる地域があっても差し支えないものとする。
 - ⑦ 24 時間配車が可能であること。
 - ⑧ 有効に使用できるタクシーチケットを当機構に提供できること。
 - ⑨ ⑧のタクシーチケットの使用による事務取扱手数料が無料であること。
 - ⑩ クレジットカードの発行を伴わないでチケットを法人利用できること。
 - ⑪ タクシー利用料金の支払は、1 ヶ月毎の精算払いとすること。
 - ⑫ タクシー料金請求書は月末締めで、翌月 15 日までに利用したタクシーチケットを添付の上、提出が可能なこと。
 - ⑬ 当機構が用意した契約書により契約締結ができること。

5 手続等

(1) 担当箇所

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1 (横浜アイランドタワー)

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

経理資金部 会計課 電話 045-222-9049 FAX 045-222-9047

電子メールアドレス kaikei.hns@jr-tt.go.jp

(2) 説明書の交付期間、交付方法及び交付場所

ア 交付期間 令和6年2月21日から令和6年3月22日まで

イ 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。

ウ 交付場所 アドレス <https://www.jr-tt.go.jp/>

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和6年3月22日16時00分まで

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 郵送、信書便（民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）、持参、電子メール又はFAX（郵送の場合は書留郵便、信書便の場合は書留郵便と同等のものに限る。電子メール及びFAXによる場合は、押印を省略する場合に限り認めるものとし、提出後は、着信確認のため、提出先に電話により確認すること。以下「郵送等」という。）により提出すること。なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

エ 添付書類 (7)参加意思確認書（様式1）

(4)加盟会社（タクシー会社）一覧表（最新版）

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 契約に係る情報提供の協力依頼

次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、詳細については、入札説明書を参照して下さい。

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職し

ていること。

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること。

(4) 詳細は説明書による。

(様式1)

参 加 意 思 確 認 書

令和 年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 副理事長 木 村 典 央 殿

提出者 住 所
 会 社 名
 代 表 者 名

印

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から公示された下記公募について、同公示における公示及び説明書の応募要件を満たすものとして、参加意思確認書を提出します。

記

業務名 令和6年度タクシー供給業務契約

添付資料

1. 加盟会社（タクシー会社）一覧表（最新版）

作成者又は連絡先 担当部署
 氏 名
 電話番号
 F A X
 E-mail